

**【表紙】**

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書             |
| 【提出先】      | 関東財務局長殿           |
| 【提出日】      | 平成30年10月23日提出     |
| 【ファンド名】    | グリーン公社債投信7月号      |
| 【発行者名】     | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 菅野 暁        |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 【事務連絡者氏名】  | 三木谷 正直            |
| 【連絡場所】     | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 【電話番号】     | 03-6774-5100      |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。       |

## 1【提出理由】

グリーン公社債投信7月号（以下「当ファンド」といいます。）について、繰上償還（信託終了）の予定があるため、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### イ．繰上償還（信託終了）予定日

平成31年1月21日（当ファンドの繰上償還（信託終了）に対し異議申立てをされた受益者の受益権口数の合計が平成30年10月23日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還（信託終了）します。）

### ロ．繰上償還（信託終了）に係る決定に至った理由

当ファンドは昭和52年に設定し、主として公社債B号マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じてまたは直接わが国の公社債に投資を行い、安定した収益の確保を目的として運用を行ってまいりました。しかしながら、わが国の金融緩和政策などを背景に、国内債券市場において低水準の利回りが続いていることにより、利息等安定収益の確保というマザーファンドの運用方針に則った運用の継続が困難になっております。特に日本銀行によるマイナス金利政策の導入以降、当ファンドの分配利回りは著しく低い水準に低下しており、今後も大きく改善されることが見込みづらい状況となっております。このような状況に鑑み、弊社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

### ハ．繰上償還（信託終了）に関する情報の受益者に対する提供または公衆縦覧

- ・平成30年10月23日時点の当ファンドの知られたる受益者に対し、繰上償還（信託終了）しようとする旨、および異議申立の手続き等を記載した書面を交付します。
- ・平成30年10月23日に電子公告の方法にて、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ（<http://www.am-one.co.jp/>）に掲載します。